

① 転居・転入の予定がある場合

新住所	〒	転居・転入予定日	20	年	月	日
		児童の生年月日	20	年	月	日

※市役所での住所異動の手続きが完了したときは、児童青少年課にご連絡ください。

② 通学区域緩和制度を申請中である場合

第2希望	クラブ	学童保育クラブ	小学校	小学校
------	-----	---------	-----	-----

※小学校が決定したときは、児童青少年課にご連絡ください。

③ 第1希望のクラブに入会できないときに第2希望クラブを選択する場合

第1希望は原則として、通っている小学校の学童保育クラブとなります。

第2希望	クラブ	学童保育クラブ	小学校	小学校
------	-----	---------	-----	-----

■ 育成料（利用料金）の支払い方法について

- ・口座振替によるお支払いをお願いします。入会申請後速やかに、口座の登録をお願いします。
口座の登録方法については、入会要項をご覧ください。
- ・既に口座を登録されている場合は申し込み不要です（きょうだい口座を引き継ぎます）。

提出前にもう一度、ご確認ください！

下記の内容に不備があると、申請を受理できない場合があります。

申請に必要な書類はそろっていますか？

- ・2026年度町田市学童保育クラブ入会申請書
- ・児童の健康・生活習慣確認シート ※新規入会のみ
- ・保護者全員の要件が確認できる書類（就労証明書、診断書、手帳のコピー 等）
- ・その他、状況に応じて必要な書類

入会申請書 未記載の項目はありませんか？

電話番号（携帯可） ・ 希望利用期間 ・ 入会歴（過去にご利用はありますか）

減免申請のチェック （チェックをしない場合は、所得等に関わらず、育成料が月額9,000円となります。）

チェックの書き方 良い例

就労証明書 未記載の項目はありませんか？

- ・証明日と事業所名称等
- ・月の勤務日数（12日以上必須）
- ・勤務時間（終業時間は必須）
- ・1週間の勤務時間数
- ・通勤時間（経路も含む）

郵便料金に不足はありませんか？

郵送で申請する場合、申請に必要な書類の量で郵便料金が変わります。必ず料金を確認のうえ不足の無いようにしてください（料金が不足すると受け取れません）。

入会申請に関する確認事項

- ・不足書類・追加書類がある場合は、児童青少年課職員が電話連絡をすることがあります。
- ・記入漏れや未提出の書類がある場合は受理できません。再度お確かめください。
- ・就労証明書等入会要件の証明書類で要件を確認できない場合は、勤務先等に問い合わせることがあります。
- ・よりよい保育環境を整え集団生活を円滑に行うために、個別支援が必要となる場合は小学校等の関係機関に情報提供を求め、また、情報提供をすることがあります。